

交野市都市計画マスタープラン改定支援業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、交野市（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）へ委託する「交野市都市計画マスタープラン改定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（事業の目的）

都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2）は、中長期的な展望に立って市町村が策定する都市計画の決定又は変更の方針等を示すものであり、交野市では、平成23年4月に都市計画マスタープランの改定を行っている。

本業務は、現行計画の策定からおおむね10年が経過するため、「東部大阪都市計画区域マスタープラン」（令和2年度改定予定）及び「交野市総合計画基本構想」（令和5年度改定予定）等の上位計画との整合を図りながら、人口減少・超高齢社会の到来、防災・減災に対する市民意識の高まり、インフラ施設の適切な維持管理など、近年における社会環境の変化を踏まえ、現行計画の見直しを行うことを目的とする。

第3条（対象範囲）

交野市の行政区域全域を対象とする。

第4条（準拠法令等）

本業務は、仕様書及び下記の関係法令に基づき作成するものとし、仕様書に定めなき事項については、受注者は、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (2) 都市計画法施行規則（昭和44年政令第158号）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (4) 建築基準法施行令（昭和25年指令第338号）
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年内務省令第16号）
- (7) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）
- (8) 第8版都市計画運用指針（国土交通省 平成30年3月）
- (9) 交野市財務規則
- (10) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (11) 交野市個人情報保護条例
- (12) その他交野市が定める規定及び関係法令及び諸法規等

第5条（一括委託又は一括下請けの禁止）

受注者は、委託業務の全部又は一部分を第三者に委託、若しくは請負わせてはならない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。

第6条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から令和5年3月20日までとする。

第7条（技術者の要件）

本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、都市計画業務に精通し、下記の資格及び実績を有する者とする。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、変更なく従事することを基本とする。

- (1) 管理技術者は、技術士（都市及び地方計画）の資格を有する者
- (2) 照査技術者は、照査技術者は、技術士（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有するものとし、管理技術者を兼ねることはできないものとする。
- (3) 担当技術者は、技術士（都市及び地方計画）の資格を有する者とし、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

第8条（提出書類等）

本業務における提出書類は次のとおりとし、発注者の承認を得なければならぬ。また、それらの変更も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 技術者届及び経歴書（資格証明書含む）
- (4) その他、発注者の指示する書類

第9条（資料及び成果品の取扱い）

本業務において発注者より貸与された各種資料について、受注者はその重要性を認識し破損、紛失、盗難等の事故がないように取扱いに十分注意するとともに、使用後は速やかに返却するものとする。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

第10条（秘密保持）

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容、情報等を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。そのため受注者は、これらの情報保護の観点から、ISMS(Information Security Management System：情報セキュリティマネジメントシステム)若しくはプライバシーマークの認証を取得しているものとする。

第11条（検査）

本業務の途中においても、発注者は必要に応じて随時仕様書に基づき検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

また、成果品納入後において、受注者の責に帰する誤りや不良個所が発見された場合は、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

第 12 条（事故等の処理、損害賠償）

受注者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。なお、受注者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合並びに紛糾が生じた場合は、受注者の責任において解決し、損害賠償については、受注者が負うものとする。

第 13 条（契約不適合責任）

本業務の成果引渡後、その物件の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであった場合は、発注者の請求に基づき、受注者は目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の義務を負うものとする。

第 14 条（疑義）

諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者で協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第 2 章 業務内容

第 15 条（計画準備）

作業開始前に工程、業務内容、体制等を明記した業務実施計画書を提出するとともに、業務に必要な資料収集を行うものとする。

第 16 条（交野市の現状分析）

各種統計書、都市計画基礎調査や公共施設等総合管理計画、人口ビジョン（令和 3 年度改定作業実施予定）等の資料を活用しながら、国土交通省「都市構造評価に関するハンドブック」を参考として、持続可能で安全・安心して暮らせるまちづくりを進めるための土地利用等に係る分析を行うものとする。

第 17 条（現行計画の評価と事業計画の把握）

都市整備など都市計画に関連する関係各課に対し、必要に応じてヒアリングを行い、関係各課からみた課題や関連する施策・事業を把握し、計画検討の基礎資料として整理するものとする。

第 18 条（課題の整理）

上位・関連計画に掲げるまちづくりの方向性や現状分析の結果を踏まえつつ、都市計画マスタープランの目標年次程度の将来を見据えた課題の検討を行うものとする。

第 19 条（市民意向の把握）

令和 3 年度から実施予定の総合計画基本構想の見直しに係るアンケート調査等を活用し、その結果について分析等を行ったうえで、都市づくりの目標や方針等計画への市民意向の反映を行う。

第 20 条（全体構想の検討）

都市づくりの目標の実現に向けて、今後、取り組むべき都市づくりの基本的な方針（分野別方針）について検討し改定案を設定する。想定される施策や事業、手法等についても上位・関連計画等を踏まえながら検討する。

第 21 条（地域別構想の検討）

地域の現況や特性を踏まえた地域別のまちづくりの課題を整理するとともに、全体構想との整合に留意しつつ、地域別のまちづくりの課題への対応方策を検討し、その考え方や施策展開について整理する。

第 22 条（実現化方策の検討）

都市計画マスタープランに基づく都市づくりの実現化方策についてとりまとめる。計画の進捗管理や見直しの方法等についても整理する。

第 23 条（庁内会議の運営支援）

都市計画マスタープランの見直しに向けて開催される都市計画マスタープラン策定調整会議（仮称）の運営支援として、会議への出席や会議資料及び議事録の作成等を行うものとする。なお、庁内会議の開催は 5 回程度を想定する。

第 24 条（検討部会及び都市計画審議会の運営支援）

受注者は、発注者が設置する検討部会及び都市計画審議会において運営支援を行う。内容としては、会議へ出席し、資料の作成支援等を行うものとする。なお、都市計画審議会又は検討部会の開催は 5 回程度を想定する。

第 25 条（パブリックコメント等の運営支援）

検討結果をとりまとめ、都市計画マスタープランの見直しの素案を作成するとともに、素案に対するパブリックコメントの運営支援として、市民から得られた意見の整理等を行うものとする。

第 26 条（計画とりまとめ）

これまで検討・整理した内容をとりまとめた業務報告書及び交野市都市計画マスタープランの作成を行う。この計画は、パブリックコメントの結果や都市計画審議会、検討部会での審議結果を踏まえたものとする。

第 27 条（打合せ協議）

打合せ協議は、着手時、中間報告時、成果納入時とし、各年度計 4 回程度を想定する。発注者又は受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。なお、受注者は打合せ協議記録簿を作成し、発注者へ提出するものとする。

第3章 成果品

第28条（成果品）

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|------------------|----|
| （1） 中間業務報告書（各年度） | 1部 |
| （2） 業務報告書 | 2部 |
| （3） 打合せ協議記録簿 | 1式 |
| （4） マスタープラン及び概要版 | 2部 |
| （5） その他必要となるもの | 1式 |

※成果品については、すべて電子データを作成し、電子媒体で納品する。